

火災

家や財産、そして何より尊い命。ひとつの小さな火が、やがて全てを焼き尽くしてしまう火災。予測が困難な天災に比べると、火災は日ごろからの心がけで防ぐことができます。

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

3月1日(日)から3月7日(土)までの1週間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。松前消防署でも防火パレードなどを行い、防火安全を呼びかけています。

平成20年に町内で発生した火災は10件。そのうち7件が建物火災でした。そして、火災原因の大半は、不注意による失火です。火に対する「油断」「無意識」が取り返しのつかない事態を招きます。

また町内では、他市町に比べて放火という卑劣な犯罪が多く発生しています。家庭や職場、地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

家庭でできる火災予防チェック

コンロによる火災を防ぐ

□コンロのそばを離れる時は必ず火を消す

□コンロの周りは整理整頓し、燃えやすい物を置かない

放火による火災を防ぐ

□家の周りに燃えやすい物を置かない

□郵便受けに新聞やチラシなどをためない

□日ごろから隣近所で声を掛け合い注意する



松前消防署長
坪田 末廣

INTERVIEW

火災はちょっとした気の緩みから発生します。町内では、発生した建物火災の過半数は一般住宅からの出火となっていることから、家庭での火の取扱いには十分気をつけ、防火対策に取り組んでもらいたいですね。

これから春先にかけて、空気が乾燥し、気候の変わり目で風が強くなることから火災が起こりやすい気象条件になります。まずは、火を出さないことが第一ですが、家族やご自身の安全のためにも、出火を早期に知らせてくれる「住宅用火災警報器」を、1日でも早く取り付けるようにしてください。

安心して暮らせるまちづくりのためには、何より、日ごろから地域の皆さんに防災意識を持ってもらうことが重要です。

松前消防署では、町内事業所での防災訓練・避難訓練の実施や普通救命講習の普及に努めています。そして、町内の自主防災組織には、初期消火、救出活動、避難誘導、救急応急処置を指導しています。災害発生時に必要なのは「防災行動力」です。この力を身につけるためにも、地域の自主防災組織活動には積極的に参加しましょう。参加することで防災意識も高まるはずですよ。



設置していますか？ 「住宅用火災警報器」

消防法の改正により、「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。既に「新築住宅」への設置が義務化されていますが、「既存住宅」についても、平成23年5月31日までに設置する必要があります。しかし、松前消防署が行ったアンケート調査によれば、町内で設置している家庭はわずか8%でした。

住宅火災による死者の約6割は、逃げ遅れが原因です。火災を早期発見して逃げ遅れを防ぐためにも、「住宅用火災警報器」を早めに設置しましょう。

設置箇所 ・寝室
・寝室がある階の階段の踊り場
購入方法 ホームセンターや電気店などで購入できます。購入時にはNSマークの付いているものを選びましょう。

悪質な訪問販売に注意！

消防署職員が販売することはありません。不審な業者には注意してください。